

就労における重度障害を定義（精神）

NPO法人 大阪精神障害者就労支援ネットワーク

JSN

金塚 たかし

就労における精神障害重度の定義

【精神保健福祉手帳】

1級、2級、3級とあるが・・・

3級、2級より1級は生活面において重度なんだろうが・・・

2年の更新・・・

相対的であり絶対的なものでない

生活の困難さを示すものである

就労における精神障害重度の定義

【制度】

職業評価における重度判定（身体・知的）

20h～30h雇用率0，5カウント（3年間1カウント）

トライアル雇用（6か月間・12か月間）

特定求職者雇用開発助成金（重度・それ以外）

ジョブコーチ

就労における精神障害重度の定義

【個の要因】

成育歴・学歴・職歴・疾病・能力・自己理解等

【環境の要因】

家族・職場・生活環境にそれぞれ人

【心理の要因】

不安・感情・希望・認知等

就労における精神障害重度の定義

障害特性として疾病と障害が表裏一体である

病状に揺れがある

障害は固定的なものではなく「変化」する

障害が見えにくい

環境要因が大きく関係する

自己管理能力

精神症状と就労能力は必ずしもイコールではない

A社では重度、B社では非重度は企業の配慮による要因が大きいのでは

重度の定義・基準は難しいと・・・

手帳をベースとして環境要因を加味して考える